

## 北海道安平町（国内 21 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る 疫学調査チームの現地調査概要

令和 8 年 3 月 5 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

### 1 基本情報

用途（飼養羽数）：肉用鶏（約 19 万羽）

発生家きん舎の構造：セミウインドウレス鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：平飼い

### 2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は中山間地に位置し、林及び収穫済みの田畑に囲まれていた。
- ② 当該農場の敷地内南側には調整池及び沈殿池があった。調整池に水はなく、沈殿池はテグスを張って野鳥対策を行っているとのこと。
- ③ 当該農場は平飼いのセミウインドウレス鶏舎 20 棟からなり、発生時は全棟で肉用鶏が飼養されていた。西側に 10 棟、東側に 10 棟が並んでおり、西列において南から 1～10 号鶏舎、東列において北から 11～20 号鶏舎となっていた。発生鶏舎は 16 号鶏舎であった。
- ④ 換気は、鶏舎平側上下の入気口から入気し、天井に 6 箇所設置された排気ファンから排気されている。冬季は下部入気口はビニール及び扉で閉鎖しており、上部入気口からの入気のみとのこと。上部入気口の開閉及び排気ファンは温度による自動制御とのこと。入気口の全てには網目約 2 cm の金網が設置されており、破損は確認されなかった。排気ファンの外側には屋根が設置されていた。排気ファンには金網等は設置されていないが、鶏の飼養期間には常時稼働しており、野鳥が排気ファンの開口部及び屋根に近づくことはないとのこと。

### 3 通報までの経緯

- ① 発生鶏舎（通報時 40 日齢、約 9,400 羽飼養）の 1 日当たりの通常の死亡羽数は 2～3 羽程度のところ、3 月 3 日朝に 35 羽の死亡を確認。西側入口側の南側にまとまって死亡していたとのこと。圧迫されて潰れた状況の鶏や、胸部が白っぽく焼けた状態の鶏が確認されたため、従業員が管理獣医師に連絡したところ、圧死や強風による換気不良が疑われることから経過観察の指示があり、そのとおり対応したとのこと。3 日は昼に 1 羽、夕方に 4 羽、夜に 10 羽の死亡が確認されている。
- ② 4 日朝の見回りで、入口側にまとまって 27 羽の死亡を確認したため、管理獣医師が家畜保健衛生所に連絡したとのこと。その後、従業員が実施した簡易検査及び家畜保健衛生所が実施した簡易検査で陽性が確認された。
- ③ 5 日朝に家畜保健衛生所職員が発生鶏舎に立ち入った際には、入口側で死亡鶏が多数確認され、鶏舎中央及び奥側でも死亡鶏が散在しており、全体的に活力低下した状態であったとのこと。調査時、発生鶏舎では生存鶏の殺処分が進められており、死亡鶏は処分されていなかったことから、鶏舎入口側では数十羽の死亡鶏が確認された。また、発生鶏舎の南隣の 17 号鶏舎では死亡鶏が数羽散在して確認されたが、通常時

でも観察される程度の死亡羽数とのことで、その他の異状も確認されなかった。なお、13号鶏舎でも3日に24羽の死亡を確認したが、死亡鶏は散在しており、強風による換気不良が疑われたとのこと。13号鶏舎の5日朝の死亡羽数は5羽であり鶏群に活力低下は見られなかった。

#### 4 管理人及び従業員

- ① 従業員は農場住み込みの夫婦2名と、本社社員1名とのこと。
- ② 鶏舎ごとの担当者は特に決まっていないとのこと。

#### 5 農場の飼養衛生管理

- ① 農場出入口において、飼養衛生管理区域の境界には立入り禁止の看板が設置されており、衛生管理区域境界はロープで区分されていた。
- ② 衛生管理区域に入場する車両は、衛生管理区域境界の洗車場にて、動力噴霧器（逆性石鹼）で車両全体を消毒し、車内は消毒スプレーで消毒するとのこと。
- ③ 従業員は、出勤時、衛生管理区域境界の事務所でシャワーを浴びてから、衛生管理区域内専用の作業着、手袋及び長靴を着用し、踏込み消毒槽（酸素系消毒剤、毎日交換）で長靴消毒を実施するとのこと。退勤時もシャワーを浴びており、作業着及び手袋は毎日洗濯をしているとのこと。入雛作業を行う者などの鶏舎内に入る者（出荷時の捕鳥作業者を除く）は従業員と同じ手順で入退場するとのこと。シャワー室は一方通行となっており、シャワー前後で人や衣類が交差しないよう管理されていた。
- ④ 本社社員は他農場でも作業を行うことが週に数回あるが、その際は各農場でシャワーイン・シャワーアウトや更衣等を行うとともに、同一日に複数農場に入場する際は日齢が若い鶏を飼養する農場から先に入場するとのこと。農場の入場の順番が逆になる場合は、各農場でのシャワーに加えて、本社の事業所に戻り再度シャワーを浴びているとのこと。なお、各農場ではほぼ同一日齢の鶏のみを飼養している。
- ⑤ 飼料運送業者等の鶏舎に入らない外来業者は、洗車場に設置された更衣室にて、農場が用意した衛生管理区内専用の作業着、手袋及び長靴を着用するとのこと。
- ⑥ 従業員が各鶏舎に入る際には、事務所から持参した手指消毒スプレーで手袋の上から手指消毒を行った後、鶏舎内サービスルームに設置された消石灰の踏込槽上で長靴を脱ぎ、鶏舎専用長靴に履き替えることで交差汚染を防いでいるとのこと。鶏舎ごとの手袋の交換は行っていない。なお、サービスルームと鶏の飼養区画は高さ約40cmの板で仕切られており、壁や扉は設置されていなかった。
- ⑦ 農場全体でオールイン・オールアウトがなされており、オールアウト後に除糞や鶏舎の洗浄・消毒を実施し、約2～3週間の空舎期間を設けているとのこと。
- ⑧ 前ロットは12月末にオールアウトを行い、今ロットを1月末に入雛したとのこと、入雛後に鶏舎内に立ち上がった者は従業員以外にいないとのこと。
- ⑨ 飼料は各鶏舎の飼料タンクから閉鎖系のラインを通じて自動給餌を行っていた。入雛直後は手給餌を行うが、飼料タンクから鶏舎内に流れてきた餌を手押し車に移しており、鶏舎外で飼料作業を行うことはないとのこと。
- ⑩ 飼養鶏には消毒済みの地下水を給与しているとのこと。

- ⑪ 敷料のおが粉は、入雛前に敷料運搬業者がトラックで鶏舎内に直接ダンプから積み下ろし、液状消毒薬で消毒を行い、その後乾燥させてから使用すること。
- ⑫ 重機や機材などの他農場との共用は行っていないこと。

## 6 糞及び死亡家きんの取扱い

- ① 死亡鶏は、毎朝の巡回時に各鶏舎でバケツに集めて鶏舎内に保管していたものを、軽トラックで巡回して集め、洗車場脇の衛生管理区域外にあるボックスに保管しておく、毎日同社の担当者がボックスごと回収すること。死亡鶏の回収担当者は、系列の他農場でも死亡鶏の回収を行うが、各農場にて車両消毒を実施していること。回収された死亡鶏は、食品工場へ搬入された後、食品残渣と合わせて別の者が同社の化製処理場へ運搬すること。
- ② 糞はオールアウト後に搬出しており、同社の堆肥化施設に運搬されること。

## 7 野鳥・野生動物対策

- ① 農場内でシカの足跡及び糞、イタチ科の野生動物と思われる足跡を確認した。
- ② 鶏舎内でネズミを見ることはほとんどないが、ネズミ対策として鶏舎内サービスルームに粘着シートを設置し、ボイラー室に殺鼠剤を設置していること。粘着シートにネズミが捕獲されることはないこと。鶏舎外の排水溝でラットサインを確認することはあるが、オールアウト後の鶏舎洗浄時以外は排水溝の鶏舎接続部には蓋がされていること。
- ③ 約2週間前から気温が上昇し、夜間にハクチョウ類等の渡り鳥の群れが農場上空を様々な方向へ飛来していたこと。また、調査日の約4日前から2日前にかけて北から南に向かって強風が吹いていたが、雪解けにより地面は湿っており、埃が舞う状態ではなかったこと。
- ④ 東側約300mに牛農家があり、約20羽のカラスが確認された。普段からこの牛農家にはカラスが集まっていることだが、当該農場にカラスが飛来することはあまりないこと。調査時にも、当該農場内でカラスの飛来は確認されなかった。

(以上)